食品に関するリスクコミュニケーション
における事前意見・質問について

食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

①食品安全行政の枠組みについて
②食品に関するリスクアナリシスについて
③その他

質問者	意見			質問の内容	質問の回答
	テーマ番号	問番号			
行政関係者	①	1	【ご質問につきましては意見交換のテーマに取り上げさせていただきます】	残留農薬等、原因が判明しているのにそれを水際にてどうして阻止することが出来ないのか問題点を把握したい。	輸入野菜の残留農薬など、輸入食品の輸入時の検査については、全国にある厚生労働省の検疫所においてモニタリング検査や命令検査が実施されています。 モニタリング検査は、輸入食品の衛生状況を幅広く把握することを目的としていることから、貨物を留め置くことなく検査が実施されますが、検査の結果で違反が発見されれば直ちに国内流通品を含め回収等の措置が執られています。 また、モニタリング検査等により違反の蓋然性が高いと判断された食品に対して実施される命令検査は、検査結果が判明するまで貨物は留め置かれ、違反が発見された場合には、積戻しもしくは廃棄等の措置が執られています。 過去において、中国産冷凍ほうれんそうなど、貨物内での残留濃度のばらつきが大きかったために、輸入時の検査において検出されずに、国内の流通段階での検査で違反が発見された事例がありましたが、それらの輸入食品に対しては、開梱数及び検体数を増加させ、検査を厳しくして対応しているところです。
消費者	①	2		昨年ＢＳＥ問題及び鳥インフルエンザ等が発生してから食品に対する不正表示、無農薬の使用といった、不祥から食に対する安全が不安です。どのようなチェック体制になっているのですか。	食品関係営業者に対する監視指導は、各都道府県等の保健所の食品衛生監視員が実施しており、食品衛生法に基づき、施設への立ち入り検査の他、製品の収去検査等を行っています。また、昨年の食品衛生法の改正により、都道府県等が行う営業者への監視指導については、国が示した指針による統一した考え方の下、住民の意見も聴取しつつ、各都道府県等においてそれぞれの地域の実情を踏まえた都道府県等食品衛生監視指導計画を策定し、本年４月１日から本計画に基づく監視指導を実施しているところであり、その結果は来年６月までに公表されることとなっています。
食品等事業者	②	1	【ご質問につきましては意見交換のテーマに取り上げさせていただきます】	食品に関するリスクコミュニケーション、リスクアナリシスという言葉の大まかな意味を教えていただければと思います。当日もなるべく分かりやすい言葉で表現していただけると有り難いです。特に、専門用語を少々かみ砕いていただけると、とても助かります。何も分からない初心者ですみませんが、よろしくお願いいたします。	食品の「リスク分析手法」とは、食品を摂取することによる健康への悪影響の発生を防止または抑制するための科学的手法のことで、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」から構成されます。 このうち「リスク評価（リスクアナリシス）」は、食品を摂取することにより人の健康に及ぼす影響について科学的に評価することで、「リスク管理」は、リスク評価結果に基づき、国民の食生活の状況等を考慮し、基準の設定や規制の実施等の行政的対応を行うこと（緊急暫定的な対応を含む）です。 また、リスクコミュニケーションは、リスク評価の妥当性やリスク管理の手法について、情報を共有し、消費者や事業者をはじめとする関係者間で意見の交換を行うものです。
食品等事業者	②	2		アレルギー表示に対してゼロリスクでなければ調味目的で微量入れると製品にアレルギー物質を記入することになっているが、かえって表示が複雑になり、不評である。ゼロリスクから脱却するため、・・・ｐｐｍ以下であれば表示の必要がないという指導があれば、、製造側も自信を持って提供できるような製品なのだが、国としてのゼロリスクに対する消費者への教育等を求む。	アレルギー物質の表示については、人によってはごく微量のアレルギー物質でも発症するため、その含有量にかかわらず特定原材料等を含む旨の表示をお願いしているところです。 ただし、最終加工品における特定原材料等の総タンパク量が数μｇ／ｍｌ濃度レベル又は数μｇ／ｇ含有レベルに満たない場合はアレルギー症状を誘発する可能性が極めて低いため、表示を省略することができるとされています。 なお、消費者へのアレルギー表示に関する（教育）普及啓発については、 厚生労働省のホームページに 「アレルギー物質を含む食品に関する表示Ｑ＆Ａ」、 「加工食品に含まれるアレルギー物質の表示（パンフレット）」等を掲載するとともに、 同パンフレットを都道府県、保健所、国民生活センター、消費生活センター宛送付しているところであります。 また、ゼロリスクの考え方については、食品はゼロリスクでなければならない、言い換えるとゼロリスクでない食品は存在すべきではないということかと思いますが、食品のリスクがゼロでないことは少しずつ理解が浸透してきています。この事例で考えますと、ゼロリスク理論によれば、食品中にアレルギー物質が含まれること自体が否定されることになるのではないでしょうか。アレルギー物質による健康被害を防止するために、表示によるリスク管理措置がとられています。 行政機関として、このような意見交換会を各地で開催することにより、食品のリスクに対する考え方を普及させていきたいと考えています。

質問者	意見			質問の内容	質問の回答
	テーマ番号	問番号			
消費者（食品安全モニター）	②	3		現在の厳しい経済情勢下では、有機農産物、特別栽培農産物は一般消費者は手がでず、普通の農産物（大部分輸入品）を利用しています。リスクとして心配なのは残留農薬量です。消費者情報としての残留量表示について定期的に検査結果を店頭で告示することができないでしょうか。また、農薬の分析方法も簡易迅速分析法を採用し、スピードアップを図る必要があります。（公定法では時間がかかりすぎる。）	検疫所や地方自治体では、食品中に残留する農薬について試験検査を実施しており、食品衛生法の基準を超えるものについては直ちに輸入や販売を禁止する措置を行っています。また、残留農薬検査結果は、違反の有無に関わらず、個々の農薬毎、食品の種類毎、国産・輸入の別、検出の有無、検出された農薬の濃度及び違反件数などについて、毎年厚生労働省でとりまとめたうえで公表しております。 これまでにとりまとめた成績を見ると、食品から農薬が検出される割合は極めて少なく、検査全体の０．５％程度で、食品衛生法の基準（生涯にわたってその濃度を食べ続けても問題がない量として定められたもの）を超えるものは更にその１０分の１以下です。 また、食品中の残留農薬の分析については、基準への適否を最終的に判断する公定法の前段階、いわゆるスクリーニングに用いるため、迅速分析法を開発してきたところであり、今後ともより迅速かつ簡便に測定できる方法の開発を引き続き努めていきます。
消費者	③	1	【ご質問につきましては意見交換のテーマに取り上げさせていただきます】	・ｲﾝｽﾀﾝﾄﾗｰﾒﾝを毎日食べていた中学生の男の子が胃がんで死んだ。 ・毎日かまぼこを食べていた猫が死んだ。 ・コカコーラに歯を一晩つけていたら、溶けていた。	ご提出いただいた意見は、いろいろな問題を含んでおり、深い広がりが想定されることから、意見交換会のテーマとして発展性のあるものと考えます。 まず、これらの３つの意見ですが、「このような話を他人から聞いたことがある」ということなのか、「ご自身で経験されている」ということなのかは重要なポイントです。 １つめのインスタントラーメンの事例では、そもそも特定の食品に偏った食生活を続けることは、食事のバランスという点で健康上好ましい状況ではありません。 また、毎日インスタントラーメンを食べたことが、がんの原因になっているのか、他にがんの原因をもっている人がたまたまインスタントラーメンが好きで毎日食べていたのかも考える必要があるのではないでしょうか。 ２つ目のかまぼこ事例では、猫が特定の食品を摂取し続けたことにより、何らかの中毒が発生した可能性、微生物汚染による食中毒などの可能性も考える必要があります。 ３つ目の歯が溶けた事例ですが、表面が数ミリあるいは数マイクロ溶けたのか、大きな穴が空いたのか炭酸飲料は、そもそも炭酸を含んでいますが、一晩つけておいた時の炭酸による影響はどうか（通常は一瞬口に含む程度）など考える必要があるのではないでしょうか。 本当に添加物が原因なのかどうか、一つ一つ可能性を解きほぐし、事実関係を考えていく必要があると思います。
消費者	③	2		保存料・発色剤・着色料・合成保存料など取りすぎると発がん性などの不安がある添加物について。	保存料・発色剤・着色料等の食品添加物については、食品衛生法第１０条に基づき、食品安全委員会や薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、人の健康を損なうおそれがない場合として、厚生労働大臣が指定することにより、使用を認めております。 食品添加物は、発がん性も含めて人の健康を損なうおそれのないことが確認され、かつ、その使用が消費者に何らかの利点を与えるものでなければならないことから、食品添加物を指定するに当たっては、 ①安全性:食品添加物の安全性が、要請された使用方法において、実証又は確認されること ②有効性:食品添加物の使用について食品の栄養価を保持する等の有効性が実証又は確認されること などの条件を満たすものについて、国際的な動きを参考にするとともに、わが国の食品摂取の状況等を勘案し、公衆衛生の観点から、科学的見地に基づき評価が行われます。 具体的には、慢性毒性試験、発がん性試験、変異原性試験、繁殖毒性試験、催奇形性試験、抗原性試験等の動物試験の成績を基に安全性について評価を行い、必要に応じて使える食品や使用量の限度について基準（使用基準）を決め、食品添加物の安全性を確保しています。

質問者	意見			質問の内容	質問の回答
	テーマ番号	問番号			
消費者	③	3	【ご質問につきましては意見交換のテーマに取り上げさせていただきます】	油がにをタラバガニとして打ったり、輸入牛肉を国産牛としたり、シジミ中国産を島根宍道湖としたり、どの段階でウソが始まるのか、たどってみたいです。	食品の虚偽表示については、行政において、違反がどの事業者の段階で発生したのかといった事実確認や原因等の調査を行った上で、ＪＡＳ法に基づく指示を行うとともにその事実を公表し、違反事業者名・違反内容について明らかにしているところです。
消費者	③	4		輸入物が増大しすぎている。国内産だけでまかなえると思いますが。	我が国の食料自給率は低下傾向で推移しているが、これは食の外部化や洋風化に伴い、米の消費が減少する一方、畜産物、油脂類の消費が増加するなど食生活の変化が大きな要因となっています。 食料自給率は、国内生産のみならず、国民の食料消費のあり方によっても左右されるものであるため、 ① 消費面においては、バランスの取れた食生活の大切さを教える「食育」の推進 ② 生産面においても、米政策改革の着実な推進、農地や担い手の確保、技術の開発・普及等を図りつつ農業の構造改革を進め、消費者の需給に即した国内生産の増大 など消費・生産両面からの取組を進めることとしています。
消費者	③	5		おみそ汁ががんによいとか、納豆が体によいとかよく言われていますが、厚生労働省は、日本古来の食物が体にどういう効能があるかなどＰＲしていただけなければ、売る側が一方的に宣伝しても信憑性がありません。ただ売るためだけの宣伝としか私たち消費者は見ないので、もっと国の機関としてＰＲすれば私たちも関心を持って買い物できると思います。	様々な「健康食品」と言われる食品が流通している中で、国民が健康づくりを図る上で適切な選択に資するよう、有効性・安全性について厚生労働省が一定の評価を行った食品、あるいは、厚生労働省が定めた基準に則った食品として「保健機能食品」制度があります。 これまで、パンフレット等を通じて普及啓発してきたところでありますが、今後、国立健康・栄養研究所のＨＰに立ち上がるデータベース等も通じて引き続き普及啓発をして参ります。